

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ

○平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、**公布・施行**されました。

○法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

○法に基づき、**優生手術などを受けた方に一時金を支給**いたします。

一時金の金額 一時金の額は、**320万円（一律）**です。

・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方
(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

一時金の請求手続きについて

・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください(郵送による提出も可能です)。

・請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

・請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。

※請求書の記載事項や添付書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

大阪府 旧優生保護法一時金受付・相談窓口

【電話番号】 **06-6944-8196**

【F A X】 **06-6910-6610**

【メールアドレス】 **ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp**

【受付時間】 **9:00~12:15、13:00~18:00**
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

【所在地】 **大阪市中央区大手前2-1-22**
(大阪府庁本館6階健康医療部地域保健課内)



厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口

【電話番号】 **03-3595-2575**

【F A X】 **03-3595-2753**

【メールアドレス】 **ichijikin@mhlw.go.jp**

【受付時間】 **9:30~18:00**
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

